

## 電力法と EDM 設立関連法 (Law 21/97: Lei de Electricidade, Decree 28/95)

### 1. 電力関連法の概要

モザンビーク電力セクターの枠組みは、1997年に施行された電力法（Law 21/97 of 1 October）、2005年に施行された国家電力ネットワーク関連規制法（Decree No. 42/2005: Regulation that stabilizes the norms regarding national network of electric energy）にて規定されている。電力政策の詳細については、2009年に作成されたエネルギー戦略（Resolution No. 10/2009）にて取り纏められており、その改正版が現在、エネルギー省にて作成されている。

現在のエネルギー省は、2005年の Presidential Decree No 13/2005 によって、鉱物エネルギー省から分離して、設立された。モザンビーク電力公社（Electricidade de Mocambique, E. P.: 以下、EDM）は、1977年、Decree No. 38/77 によって設立されたが、その後、Decree No. 28/95 の EDM 会社定款改正によって、国営企業から公益企業（Empresa Publica / Public Enterprise）に転換された。EDM は、国家電力輸送ネットワークの管理機関として規定（Decree No. 43/2005）されている一方、電力の生産、輸送、配電、商業化のコンセッションを有している。モザンビークの電力セクターは、国家電力輸送ネットワークの管理以外は、公益企業及び民間企業のコンセッションに基づいて運営されている。コンセッションの付与は、一般入札を通して実施されることとなっているが、近年のコンセッション付与においては、一般入札を経ず、競争原理が制約されている。

本レポートでは、電力法の主な内容と EDM 設立関連法について記述する。

### 2. 電力法

#### (1) 閣僚審議会の権限（Article 6）

閣僚審議会（Council of Ministers）の権限は、以下の通りである。

- 設備容量が 100MVA 以上の電力エネルギーを供給する新事業の承認
- 様々なレベルでの、電力エネルギー供給の権利を許可する際の権限の定義
- 現行法及び将来適用される法で定められた、その他の権限を実行する

#### (2) 国家電力審議会（Article 7 - 8）

国家電力審議会（National Council of Electricity: CNELEC）が設立され、以下の権限を有する：

- a.) 電力エネルギー供給に係る政策及び目的に関して、意見を述べる
- b.) 電力設備の新規建設に関する公共利用の開発の提案と宣言について、意見を発信する
- c.) 電力エネルギー供給の規制及び国家電力エネルギーネットワークの問題に関連したプロジェクトについて、意見を述べ、提案する
- d.) 電力エネルギー供給のための新規事業提案やコンセッション提案について、意見を発信するとともに、電力料金の提案とその改正規定、コンセッション所有者が適用される電力売却の条件について、意見を発信する
- e.) 新技術の促進及び適用、国家電力ネットワークの地理的範囲の拡大計画について、提案を作成し、その実施について国家的な評価を行う
- f.) 電力エネルギー供給のコンセッション付与のための国家及び国際的一般入札について、監査及び評価に参加する

- g.) 更なる権限や義務の実現のために必要かつ適用可能な研究・調査を実施する。

### (3) コンセッションの要請 (Article 9)

公的、民間及び企業による、電力エネルギーの輸入及び輸出を含む、生産、輸送、配電、商業化、電力設備の建設、操業及び管理は、事前のコンセッションの付与を必要とする。

コンセッションの授与においては、以下の点を検討する。

- a.) コンセッションによる利益は、経済、社会、環境の点から、コンセッションの結果による不便益より大きくなければならない
- b.) コンセッションによる第三者や環境への損害や費用の支払は、保証されなければならない
- c.) 適用される電力料金と電力供給の条件は、適切かつ合理的でなければならない<sup>1</sup>
- d.) 電力エネルギーの供給は、国内電力ネットワーク及び・もしくは既存及び将来の域内電力ネットワークの枠組みに組み込まれなければならない
- e.) コンセッションの期間は、一定のものとする
- f.) 比較的新しい電力エネルギーの建設においては、電力の需給バランス、将来需要、電力供給の代替案、需要の範囲、費用便益のバランスを考慮する
- g.) コンセッション所有者の能力、技術力、財務力を証明しなければならない

### (4) コンセッションの要請 (Article 11)

電力エネルギーの生産、輸送、配電、商業のためのコンセッションの要請は、権限のある当局に対して提出する。申請においては、申請者の身元証明、申請の目的、コンセッション期間を記述しなければならない。

権限当局は、申請の受領日から 180 日以内に、申請を承認もしくは拒否することとする。

コンセッションとその延長は、一般入札を通して付与される。

コンセッションの申請とその延長及び移譲は、出版されるものであり、公聴会の対象となる。

### (5) コンセッションの移譲 (Article 13)

コンセッションが有する権利の移譲は、権限当局による事前承認に基づくものとし、現行法 10 条で勧告された手続きを考慮する。

### (6) 電力エネルギーの輸送 (Article 20)

第三者の設備を利用した電力エネルギーの輸送は、輸送料金 (transit tariff) の支払によって行われる。輸送料金は、関連設備の開発コストに応じて固定され、ネットワーク負荷、送電線の距離、その他コストを反映するものである。

### (7) コンセッション所有者による料金の適用 (Article 22)

電力の使用、消費、輸送の料金は、各コンセッションで固定される。

電力の使用、消費、輸送の料金は、適切かつ合理的でなければならない。

---

<sup>1</sup> 適切かつ合理的な料金 ("Fair and reasonable tariff") は、以下の基準に基づいて、決められる：

- a.) 消費者にとって最小可能なコストを保証するとともに、サービス提供の質において、競争力があるもの
- b.) 資本及びオペレーションの長期的費用を償還するもの
- c.) 各設備の投資資本に見合うリターンを促進するもの

コンセッション所有者は、コンセッションで規定されていない負担や料金を消費者に課してはならない。

(8) コンセッション税及び税制 (Article 27)

コンセッション所有者は、エネルギー供給に関連した、コンセッション企業の総収入にかかるコンセッション税を毎年支払う。

コンセッション税及び適用される条件は、閣僚審議会によって設定される。

コンセッション所有者は、法律によって設定された一般税制に遵守しなければならない。しかしながら、閣僚会議は、電力エネルギー供給活動に適用される税制を設定することができ、これら活動の課税や投資インセンティブのために適切な様式を設定することができる。

## 2. EDM 設立関連法

### 2.1. Decree No. 28/95

(1) Article 1

法令 38/77 によって設立されたモザンビーク電力国営企業 (National Company of Electricity of Mozambique, E.E.) は、公益企業に転換され、モザンビーク電力公社 (Electricity of Mozambique, E. P.: EDM) として呼称され、その会社定款は、本法令に添付され、本法令の一部となる。

(2) Article 2-2

EDM の活動は、鉱物エネルギー省の管轄下において実行され、国内の全領域及び外国に、代表機関を設置することができる。

### 2.2. EDM 会社定款

(3) 名称及び本質 (Article 1)

EDM は、公益企業であり、法人格を有し、行政、財務、財産において自律している。

EDM は、鉱物資源エネルギー省の管轄下におかれ、鉱物資源エネルギー省は EDM の活動を監査する。

EDM は、公益企業に適用される法令、現行会社定款、民事法に規定される。

(4) 補助金と借入金 (Article 26)

EDM は、国家もしくは他の公共団体から、補助金及び利子なしの借入金を供与されることができる。企画財務省によって承認された義務が表明される。

### 2.3. Decree No. 43/2005

(5) Article 1

EDM は、電力エネルギーの国家輸送ネットワークの管理者として指定され、公共サービスを実現することとする。

(6) Article 6

EDM は、現法令で規定する国家輸送ネットワークの管理者としての機能と、EDM にコンセッションした生産、輸送、配電、商業化の活動を区分する会社定款を採用しなければならない。

(7) Article 7

エネルギー分野を管轄する省は、現行法の効果的な実施のために必要な手段、特にコストの透明性やシステムの効率及び効果について、定義する権限を有する。

## 3. EDM 総裁人事

2014年9月30日に開催された閣僚審議会において、Augusto de Sousa Fernando EDM 総裁が解任され、新たに Gildo Abilio Sibumbe が総裁として任命された。EDM 新総裁の就任は、2014年10月1日からとなる。Gildo Sibumbe 新総裁の前職は、カホラバッサ公社の電力生産担当取締役である。

本総裁人事については、同じ時期に新総裁人事が発表されたモザンビーク航空会社（LAM）との関連で、与党からの政治的介入があったのではないかと指摘されていたが、2014年10月22日付けの「O Pais」紙によると、モ国政府は、新総裁人事における政党政治の動機を否定している。政府代表の Pacheco 農業大臣は、総裁解任について、管理能力及び契約プログラムの遵守の欠如の問題である、と述べている。

EDM 新総裁は、発電プロジェクトの実現に向けて、前向きな発言をしており、今後、電力事業の開始が促進される可能性がある。

参考までに、2014年9月、Ncondezi 石炭火力事業が承認されたが、英国系 Ncondezi Energy 会社は、中国企業の Shanghai Electric Power Company (SEPC) と石炭火力開発に係る合意に署名した（「O Pais」, 2014年10月30日）。報道によると、SEPC は、Ncondezi 石炭火力の最大株主となる合意に署名したとのことである。